

## 役員報酬規程

### (総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクかごしまの定款第19条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して、基本事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬)

第3条 この法人は、役員の仕事遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事に対する各事業年度に支給する報酬の総額は、100万円を超えないものとする。
- 3 監事に対する報酬は、当分の間支給は行わないものとする。

### (賞与、退職慰労金等)

第4条 この法人は、役員に対し、前条に規定する報酬以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

### (報酬等の支払方法)

第5条 役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額（ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月末日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

### (適用除外)

第6条 職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

### (費用弁償)

第7条 この法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改廃)

第8条 この規程は社員総会の決議を経て行う。

附則 1 この規程は令和4年6月1日から施行する。